

三田市まちづくり基本条例 (解説付)

平成24年7月

(平成27年8月1日改訂)

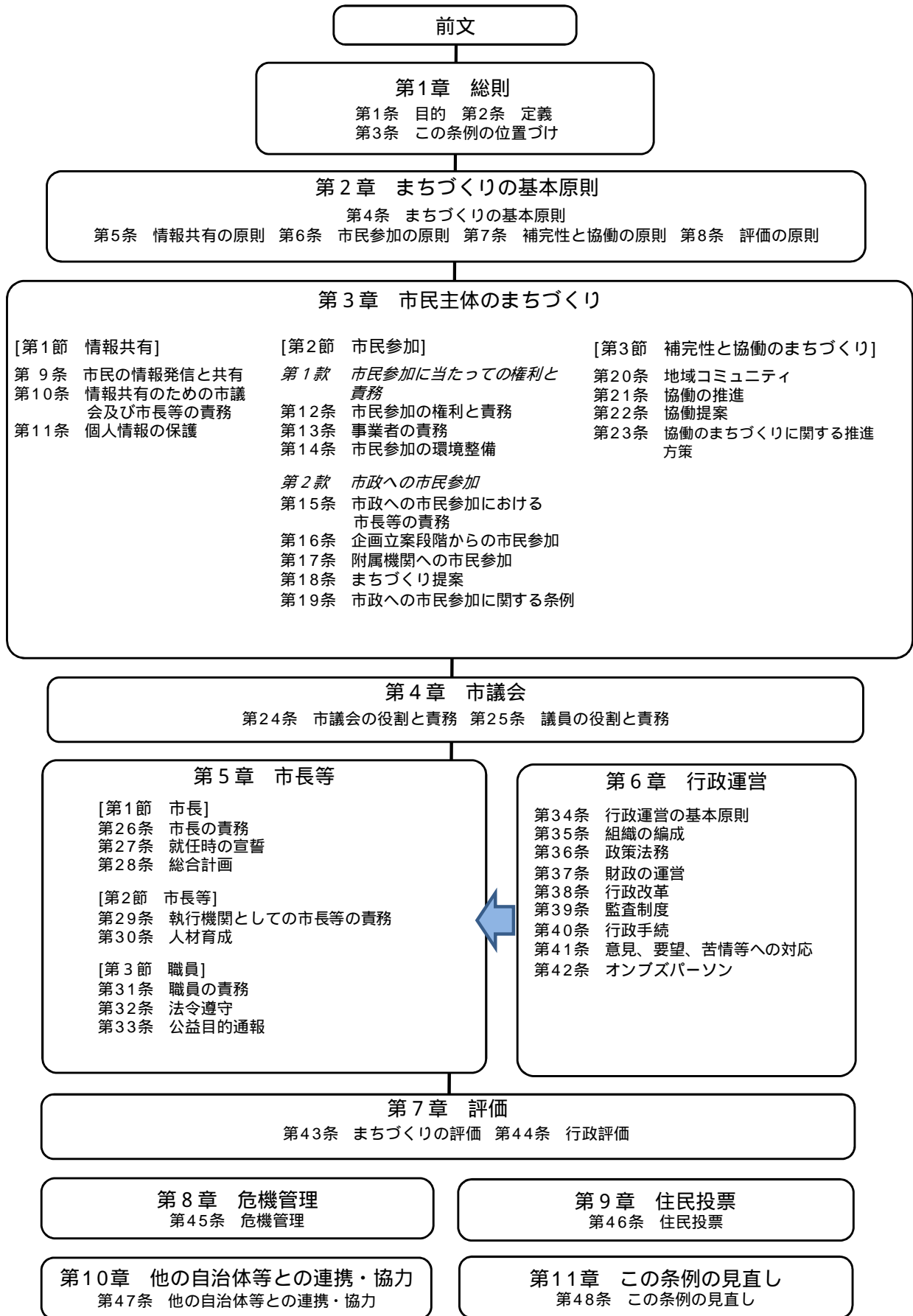
三田市

目次

前文	1
第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 この条例の位置づけ	5
第2章 まちづくりの基本原則	6
第4条 まちづくりの基本原則	6
第5条 情報共有の原則	6
第6条 市民参加の原則	6
第7条 補完性と協働の原則	6
第8条 評価の原則	6
第3章 市民主体のまちづくり	8
第1節 情報共有	8
第9条 市民の情報発信と共有	9
第10条 情報共有のための市議会及び市長等の責務	10
第11条 個人情報の保護	11
第2節 市民参加	12
第1款 市民参加に当たっての権利と責務	12
第12条 市民参加の権利と責務	13
第13条 事業者の責務	14
第14条 市民参加の環境整備	15
第2款 市政への市民参加	16
第15条 市政への市民参加における市長等の責務	17
第16条 企画立案段階からの市民参加	18
第17条 附属機関への市民参加	20
第18条 まちづくり提案	22
第19条 市政への市民参加に関する条例	23
第3節 補完性と協働のまちづくり	24
第20条 地域コミュニティ	24
第21条 協働の推進	25
第22条 協働提案	26
第23条 協働のまちづくりに関する推進方策	27
第4章 市議会	28

第 2 4 条	市議会の役割と責務	28
第 2 5 条	議員の役割と責務	29
第 5 章	市長等	30
第 1 節	市長	30
第 2 6 条	市長の責務	30
第 2 7 条	就任時の宣誓	31
第 2 8 条	総合計画	32
第 2 節	市長等	33
第 2 9 条	執行機関としての市長等の責務	33
第 3 0 条	人材育成	34
第 3 節	職員	35
第 3 1 条	職員の責務	35
第 3 2 条	法令遵守	36
第 3 3 条	公益目的通報	37
第 6 章	行政運営	38
第 3 4 条	行政運営の基本原則	38
第 3 5 条	組織の編成	39
第 3 6 条	政策法務	40
第 3 7 条	財政の運営	41
第 3 8 条	行政改革	43
第 3 9 条	監査制度	44
第 4 0 条	行政手続	45
第 4 1 条	意見、要望、苦情等への対応	46
第 4 2 条	オンブズパーソン	47
第 7 章	評価	48
第 4 3 条	まちづくりの評価	48
第 4 4 条	行政評価	49
第 8 章	危機管理	50
第 4 5 条	危機管理	50
第 9 章	住民投票	51
第 4 6 条	住民投票	51
第 1 0 章	他の自治体等との連携・協力	52
第 4 7 条	他の自治体等との連携・協力	52
第 1 1 章	この条例の見直し	53
第 4 8 条	この条例の見直し	53

三田市まちづくり基本条例の構造



前 文

三田は、私たちのふるさとです。

悠久の歴史の中で伝承されてきた「恩田・悲田・敬田」の三福田の由来は、ふるさとからの大切なメッセージです。私たちのまちは、三田盆地に広がる田園風景や有馬富士、武庫川や千丈寺湖など四季折々の豊かな自然と、優れた都市機能が調和した田園文化都市として急速に発展を遂げてきました。

一方、私たちを取り巻く社会は、少子高齢・人口減少社会を迎え、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域での暮らしに不安が生じています。また、地方分権が進展し、三田のまちの未来を自らの責任で決定することが求められており、私たちは、地域の特色を活かしながら、まちづくりの進め方を見直す必要があります。

私たちの使命は、先人が築きあげてきた三田らしさを大切に守り育て、新たな魅力を生み出し、すべての市民が愛着と誇りを持って暮らせるまちを次の世代に引き継ぐことです。そのためには、「まちづくりの主演」として、市民が積極的にまちづくりに関わるのが欠かせません。

私たちは、心のふれあう豊かな地域社会を実現するため、市民、市議会、市長等の総意として、それぞれが責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組み、市民主体のまちづくりを進める拠りどころとして、ここに「三田市まちづくり基本条例」を制定します。

【解説】

- ・まちづくり基本条例の制定にあたっての考え方や想いを、「私たち」市民、市議会、市長等が共有するために、前文を置きます。前文は、起承転結となる次の4つの内容で構成しています。
- ・第1に、三田の由来や成り立ちについて踏まえ、四季折々の豊かな自然に恵まれたまちが、優れた都市機能と調和した田園文化都市として急速に発展してきたことを、三田市の特性として捉えます。
- ・第2に、今なぜこの条例を制定するのか、その背景として、地域社会を取り巻く環境の変化（少子高齢・人口減少社会への移行、地方分権の進展等）により、ま

ちの未来を見据え、地域の特色を活かしながら、まちづくりの進め方を見直す必要が生じていることを確認します。

- ・三田市の特性と条例制定の背景を踏まえ、第3に、目指すべきまちのあり方として、先人が築きあげてきた歴史や文化といった三田らしさを守り、新たな魅力を生み出すことによって、すべての市民が愛着と誇りを持って暮らすことのできるまちを次の世代に引き継いでいくために、市民が積極的にまちづくりに関わることの重要性を掲げます。
- ・最後に、前文の締めくくりとして、市民、市議会、市長等の総意として、それぞれが責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組み、市民主体のまちづくりを進める拠りどころとして、この条例を制定することを宣言します。
- ・なお、前文を含め、条文の表記については、分かりやすく、親しみやすいように「です・ます」体で表しています。

第1章 総則

本章では、この条例の目的（第1条）、用語の定義（第2条）、まちづくり基本条例の位置づけ（第3条）について規定します。

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりを進めるに当たって、その基本原則を定め、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務等を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりの推進と暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

【解説】

- ・この条例の目的について規定します。

これからの三田のまちづくりにおいては、市民が主体となって考え行動するという「市民主体のまちづくり」が重要となります。そのため、どのようにまちづくりを進めていくのかについて、基本となる原則を改めて確認し、まちづくりを進めるに当たっての市民の権利・責務や市議会・市長等の責務等を定めることにより、市民主体のまちづくりの推進と暮らしやすいまちを実現することを目的としています。

- ・「まちづくり」は、この条例で定義していませんが、市民主体のまちづくりを推進し、暮らしやすいまちを実現するための市民、市議会及び市長等の営みすべてを包括したものと捉えています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 市長等 執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

【解説】

・この条例で用いられる用語について、次のように定義します。

(1) 「市民」について

三田のまちづくりは、三田市に住み、働き、学び、事業を行うすべての人によって進めていかなければなりません。そのため、この条例では「市民」を「住所を有する者」（いわゆる「住民」）に限定せず、「市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」とします。なお、事業活動その他の活動には、非営利の市民活動を含みます。

「市民」は、高齢者、障がい者、子ども、外国籍の人など、性別や年齢、心身の状況、国籍等に関わらず、等しく「市民」として本条例に定める権利をもち、責任を負います。

なお、市内に土地等を所有するだけでは、この条例の「市民」には含まないと考えていますが、都市計画決定など、その利害に関係するときは、参加等を行うことができますし、また一定の責務等を負うこととなります。

(2) 「市長等」について

地方自治法第138条の4、第180条の5で規定されている市長と行政委員・行政委員会の市の執行機関を総称して「市長等」とします。現在、三田市におかれている行政委員・行政委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。

(この条例の位置づけ)

第3条 市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 市議会及び市長等は、条例又は規則等を制定し、改正し、又は廃止する場合は、この条例との整合を図らなければなりません。

【解説】

・この条例の位置づけについて規定します。

第1項では、この条例がまちづくりの基本原則等を定めるものであることから、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないことを定めます。

・このことから、第2項では、市の条例、規則等の制定・改廃等においては、この条例と整合させることが求められるものとします。

第2章 まちづくりの基本原則

本章では、まちづくりを進めるに当たっての基本的な原則（第4条～第8条）について規定します。

（まちづくりの基本原則）

第4条 市民、市議会及び市長等は、第1条の目的を達成するため、次条から第8条までに規定する原則に基づきまちづくりを進めます。

（情報共有の原則）

第5条 市民、市議会及び市長等は、それぞれが有するまちづくりに関する情報を共有しながらまちづくりを進めます。

（市民参加の原則）

第6条 まちづくりは、まちづくりの主体者である市民の参加によって行います。

（補完性と協働の原則）

第7条 まちづくりにおける課題は、次の各号に掲げる手段によりその解決を図ります。

- (1) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。
- (2) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。
- (3) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。

2 市民、市議会及び市長等は、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の関係で活動し、連携し、及び協力しながらまちづくりを進めます。

（評価の原則）

第8条 市民、市議会及び市長等は、まちづくりの評価を行い、その結果をまちづくりに活かします。

【解説】

- ・市民、市議会及び市長等が共に三田のまちづくりを進めるうえで、特に重要な事項を基本原則として定めます。

情報共有の原則（第5条）

市民主体のまちづくりを行うに当たっては、まちづくりに関する情報が共有されていることが前提となります。そこで、市民、市議会及び市長等が、互いにまちづくりに関する情報を共有することを、情報共有の原則として規定します。この原則により、市議会及び市長等は、その保有する情報を分かりやすく市民に提供するだけでなく、市民、市議会及び市長等のそれぞれが地域の課題解決につながる情報を積極的に発信し、共有する必要があります。（第3章第1節参照）

市民参加の原則（第6条）

この原則は、市民がまちづくりの主体者であり、「まち」のあり方を最終的に決定する主体であることを確認する原則です。

この原則に基づき、市民は、「まちづくりの主体者」として、自らが行うまちづくりに主体的に関わっていく権利があると同時に、市議会及び市長等が行うまちづくりが市民にとってよりよいものとなるよう、関心を持って参加し、関わる権利があることを規定します。（第3章第2節参照）

補完性と協働の原則（第7条）

市民主体のまちづくりを進めるためには、地域の課題をより身近なところでより身近な主体が問題解決に取り組むことが重要です。また、多種多様な市民ニーズを満たすためには、市民一人ひとりや地域コミュニティ、市民活動に取り組む団体、市議会及び市長等など、まちづくりに関わるあらゆる主体が、それぞれの立場と分野を活かして関わっていく必要があります。

そこで、第1項では、市民は、まちづくりにおける課題の解決に向けて自ら行動すること、市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が解決に向けて取り組むこと、市民だけで解決することができない課題は、市（市議会及び市長等）が市民と共に取り組むことを規定します。加えて、第2項では、各取組みを相互の信頼のもと、それぞれの立場と分野を活かしながら、対等の関係で連携・協力して行うことを規定します。（第3章第3節参照）

評価の原則（第8条）

まちづくりは継続的に行われるため、市民主体のまちづくりが進んでいるかどうか、まちづくりの成果などについて検証・評価し、次のまちづくりにつなげることが重要です。そこで、まちづくりの基本原則の一つとして評価の原則を規定します。（第7章参照）

第3章 市民主体のまちづくり

本章では、情報共有(第1節)、市民参加(第2節)、補完性と協働のまちづくり(第3節)という、市民主体のまちづくりの根幹となる部分を規定します。

第1節 情報共有

市民主体のまちづくりを進めるには、市民、市議会及び市長等がお互いに情報を共有することが大前提です。そのため、本節では、市民同士の情報共有とその環境を整備する市長等の責務(第9条)、市議会及び市長等が保有する情報の公開及び提供に当たった責務(第10条)、個人情報の適切な管理(第11条)について規定します。

なお、市民のまちづくりに関する情報を知る権利は、第2節第12条「市民参加の権利と責務」で、まちづくりに参加する権利と一緒に規定しています。

(市民の情報発信と共有)

第9条 市民は、身近なまちづくりの課題等の情報を自ら発信し、互いに共有します。

2 市長等は、市民が情報若しくは意見を交換できる機会又は場の提供に努めます。

【解説】

- ・本条では、市民同士の情報の共有と、そのための市長等の責務を規定しています。
地域の課題や、地域における活動などの情報は、地域で生活する市民にとって最も身近なまちづくりの情報であると同時に、市民同士で共有すべき情報といえます。そこで、市民同士が身近なまちづくりに関する情報を発信し、共有するよう努めることを第1項で規定します。
- ・市民同士が情報を共有し合うためには、そのための機会や場が用意されていなければなりません。そのため、市長等は、市民同士が情報共有を進めるための機会や場の提供に努めなければならないことを第2項で規定します。
- ・平常時の見守りや災害時の助け合いなどを地域で行っていくには、常日頃から地域で必要な情報が共有されていることが不可欠です。そのためには、市長等から地域への情報提供や、地域が情報を共有しやすくするための支援も必要となります。市では、災害時における避難行動要支援者を支援するため、避難支援等関係者に対し、平常時から避難行動要支援者名簿を提供して市と情報共有できるよう三田市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しました(平成27年1月1日施行)。

(情報共有のための市議会及び市長等の責務)

第 10 条 市議会及び市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、適切な時期に、適切な方法で、それぞれの有する情報を分かりやすく公開し、提供しなければなりません。

2 市議会及び市長等は、様々な環境にある市民に対して、必要な情報が確実に届くよう努めなければなりません。

3 市議会及び市長等は、三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)で定めるところにより、積極的にまちづくりに関する情報の提供又は公表を進め、情報公開の総合的な推進に努めなければなりません。

【解説】

- ・本条では、まちづくりに関する情報共有を図るための市議会及び市長等の責務について規定します。まず、第1項では、市議会及び市長等が、市民が必要とする情報を的確に把握し、市民からの請求に応じて公開するだけでなく、適切な時期に適切な方法で提供することを規定しています。
- ・また、市民のおかれた環境は様々で、情報を容易に入手できない環境にあることも想定されます。そこで、情報の公開・提供に当たっては、市民に分かりやすい形で行わなければならないことは当然ですが(第1項)、それに加えて、様々な環境にある市民に対して、必要とする情報が確実に届くよう努めなければならないことを、第2項において市議会及び市長等の責務として規定しました。
- ・三田市情報公開条例には、請求による情報公開のための規定がおかれるとともに、「市は、…情報公開の総合的な推進に努めなければならない」(第29条)旨が規定されています。市議会及び市長等は、第1項及び第2項に定める責務を果たすとともに、情報公開条例に定める情報公開の総合的な推進に努めることとします。

(個人情報の保護)

第 1 1 条 市議会及び市長等は、三田市個人情報保護条例(平成 1 2 年三田市条例第 5 号)で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。

2 市民は、まちづくりを行うに当たり個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いに努めます。

【解説】

- ・ 第 1 項では、市議会及び市長等が保有する個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、利用、提供、管理などについて、市議会及び市長等は三田市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に保護しなければならないことを定めます。
- ・ 第 2 項では、市民がまちづくりを行うに当たっても、個人情報を取り扱うときはその適正な取扱いに努めなければならないことを定めます(第 9 条参照)。

第 2 節 市民参加

第 1 款 市民参加に当たっての権利と責務

本節では、市民のまちづくりに参加する権利と責務や、そのための環境整備を行う市長等の責務(第 1 款)、市政への市民参加における市長等の責務(第 2 款)を規定します。

本節の「市民参加」には、市民自らが地域の課題解決等に取り組む、市民主体の活動に参加する場合と、市政に市民が参加する場合を含めています。これは、まちづくりの様々な場面で、多様な形で市民が参加することができるよう、広く市民のまちづくりに参加する権利を保障しようとするものです。なお、については、第 2 款「市政への市民参加」のところでより詳細な規定を置いています。

第 1 款では、市民参加の権利と責務、事業者の責務、市民参加の環境整備を行う市議会及び市長等の責務(第 12 条～第 14 条)を規定します。

(市民参加の権利と責務)

第12条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。

2 前項に規定する権利は、市民の自主性及び自立性が尊重されなければなりません。

3 市民は、まちづくりへの参加に当たって、それぞれが地域社会の一員として広い視野に立ち、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

【解説】

- ・市民はまちづくりの主体者であり、市民主体のまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに参加する権利が保障されなければなりません。そのため、第1項で、参加の前提となる「情報を知る権利」と併せて、市民が「まちづくりに参加する権利」を有することを明記しました。

これにより、「市民」はすべて、国籍、民族、性別、年齢、社会的または経済的環境、心身の状況等に関わらず、まちづくりに関する情報を知り、平等な立場でまちづくりに参加する権利を有することを明らかにしています(第2条解説参照。)

- ・住民の地域活動への参加が減少し、地域コミュニティの希薄化などの課題が生じる中、市民主体のまちづくりを推進するに当たっては、市民がまちづくりに主体的・積極的に関わっていくことが求められますが、まちづくりへの参加は強制されるものではありません。そこで、第2項では、まちづくりに参加するに当たっては、市民一人ひとりの自主性、自立性が尊重されなければならないことを規定しました。

市民が主体的に参加することにより、お互いに助け合い、安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指す必要があることについては、「地域コミュニティ」に関する規定(第20条)でその趣旨を盛り込んでいます。

- ・第3項では、市民がまちづくりに参加するに当たっての責務について規定しています。市民が、まちづくりへ参加するに当たっては、一部の利益のみを強調することなく、地域社会の一員として広い視野に立つこと、及び自らの発言と行動に責任を持つことに努めることを責務とします。

(事業者の責務)

第13条 市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けたまちづくりの取組みに努めなければなりません。

【解説】

- ・本条では、事業者の責務を規定します。事業者も、当然「市民」に含まれ（第2条解説参照）、市民としての権利を有するとともに、市民としての責務を負います。

加えて、事業者は地域社会の一員として、市民生活やワークライフバランスへの配慮など、社会的な役割を果たすことが求められています。また、事業者は、個人に比べて、事業活動を行ううえで、自然環境や生活環境等に対する影響が大きいと考えられるため、まちづくりにおける役割が大きいといえます。そのため、事業者に対して、地域社会の一員であること、まちづくりにおいて果たすべき責任があることについて認識を促すために、あえてその責務を明記することとしました。

なお、事業者の環境等への配慮など個別具体的な責務については、三田市環境基本条例（平成19年三田市条例第41号）などで規定しており、ここでは、まちづくりにおける事業者の一般的な責務について規定しています。

(市民参加の環境整備)

第14条 市議会及び市長等は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、その活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければなりません。

【解説】

- ・本条では、第12条により市民がまちづくりに参加する権利を有していることから、その権利を確かなものにするため、市議会及び市長等に対して、市民が自主的、自立的に行うまちづくりを尊重するとともに、市民がまちづくりを行うに当たっての支援や、まちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければならないことを規定します。

具体的な支援や仕組みとしては、市民が行うまちづくり活動の情報提供やコーディネートといったきっかけづくりや、必要な財政援助などが考えられます。

第2節 市民参加

第2款 市政への市民参加

本款では、市政への市民参加における市長等の責務や、企画立案段階からの参加、附属機関等への市民参加、まちづくり提案といった市政への市民参加に関する仕組みや、市政への市民参加に関する条例を制定すること(第15条～第19条)を規定します。

(市政への市民参加における市長等の責務)

第 15 条 市長等は、総合計画の策定並びに市政運営における計画の立案、実施及び評価の一連の過程において多様な市民参加の機会を保障し、市民の意見を積極的に取り入れることにより、市民力と地域力を活かすよう努めなければなりません。

2 市長等は、市民が参加しやすいように、市政運営に関する情報を多様な広報手段を用いて、積極的に、かつ、分かりやすく提供しなければなりません。

3 市長等は、市民から出された意見及び提案の結果について、市民に具体的に、かつ、分かりやすく説明しなければなりません。

【解説】

・本条では、市政への市民参加を確かなものとするため、適切に必要な環境整備等の取組みを行うなど、市政への市民参加における市長等の責務を規定します。

第 1 項では、市長等は、市政運営における P D C A サイクル (計画 Plan 実施 Do 評価 Check 改善 Action) の各段階に、市民が多様な形で参加できる機会を保障しなければならないこと、市民の意見を積極的に取り入れることにより、市民力と地域力を市政運営に活かすことを努力義務として規定しています。

・市民が市政に参加するに当たっては、市政運営についての理解が重要であり、前提となります。そこで、第 2 項では、市長等は、市政運営に関する情報を、多様な広報手段を活用して、積極的かつ分かりやすく提供しなければならないことを規定します。例えば、ホームページや既存の広報紙にとどまらず、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど新しい情報伝達手段を活用した広報を行うことが、市長等には求められます。

・第 1 項に基づく市民参加によって、市民からどのような意見・提案が出されたのか、また、市民から出された意見・提案がどのような形で計画等に反映されたのかについては、広く市民に公表され、明らかにされなければなりません。そこで、第 3 項では、市政への市民参加の成果を明確にするため、市長等に対して、市民から出された意見の内容や提案の結果について、具体的かつ分かりやすく市民に説明する責務 (説明責任) を負うことを規定します。

(企画立案段階からの市民参加)

第16条 市長等は、総合計画、市の重要な計画及び条例(以下この条及び次条において「計画等」といいます。)の案を作成しようとするときは、企画立案の段階から多様な手法を用いて市民が参加できるようにしなければなりません。この場合において、市長等は、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮するよう努めなければなりません。

2 市長等は、計画等を策定しようとするときは、計画等の案と関連する資料を公表し、広く市民の意見を求めなければなりません。

3 市長等は、前項に規定する市民の意見を聴取するときは、多様な手法を用いて、当該意見を聴取しなければなりません。

4 市長等は、市民の意見に対する市長等の考え方を整理し、これを公表しなければなりません。

【解説】

・総合計画やその他の市の重要な計画や条例に、市民の意見をより反映させるためには、案が確定する前の企画立案の段階から市民が関わることが不可欠です。そこで、第1項では、市長等に対して、総合計画や市の重要な計画・条例の案を作成するに当たっては、企画立案の段階から多種多様な手法を用いて市民が参加できるようにすることを義務付けます。なお、本条の「市の重要な計画」としては、市の各分野における基本的な計画を想定しています。

併せて、この場合に、できるかぎり幅広く多くの市民意見を反映させることができるよう、地域、年齢、性別その他必要な事情に配慮することを、市長等の努力義務として規定します。

・これらの計画等の案ができた段階で、改めて公表し、市民の意見を聴取して再度案に反映させることが必要です。そこで、第2項で、市長等は、計画等の案を広く市民に公表し、市民の意見を求めなければならないことを規定します。

・第3項では、市民の意見を聴取するときは、多様な手法を用いることを規定します。市政への市民参加条例においては(第19条参照)、附属機関により市民意見を聴く手続、パブリックコメント手続、意向調査手続、ワークショップ手続、公聴会手続、意見交換会手続などを市民意見を聴く手続として規定しています。

- ・第4項では、市民から提出された意見と、意見に対する市長等の考え方を公表し、市長等が説明責任を果たさなければならないことを規定します。

(附属機関への市民参加)

第 17 条 市長等は、計画等の案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関の調査審議等を通じて市民意見を聴こうとするときは、当該附属機関の委員の選任に当たって、三田市市政への市民参加条例（平成 26 年三田市条例第 33 号。以下「市政参加条例」といいます。）第 10 条第 2 号に規定する市民委員を含めなければなりません。

2 市長等は、前項の市民委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を確保するとともに、附属機関の設置目的や応募人数等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮しなければなりません。

3 市長等は、附属機関の会議を原則として公開しなければなりません。

4 市長等は、附属機関の開催情報や会議結果等を分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

- ・ 審議会等の附属機関は、重要な条例の制定や計画等の策定に当たって、市長等から諮問を受けて審議・検討し答申するなど、市政において重要な役割を担っています。そこで、この附属機関での計画等の案に関する調査・審議に市民が参加することにより市長等が市民意見を聴く場合には、当該附属機関の委員に市民委員を含めることとしています（第 1 項）。また、市民委員の選任に当たって配慮すべき事項（第 2 項）や会議内容の公開（第 3 項、第 4 項）について規定します。
- ・ 第 1 項では、市長等が附属機関に市民委員を含めることにより計画等の案に関する市民意見を聴くことについて規定しています。なお、市政参加条例では、多様な市民意見を市政に活かすため、公募委員のみならず、市政参加市民名簿（市政参加条例第 22 条参照）に登録されている者から市民委員を選任することができることを規定しています。また、第 2 項で、委員の選任に当たっては、透明で公平な手続で行われるべきこと、附属機関の設置目的等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮すべきことを規定します。
- ・ 附属機関等の会議は原則として公開され、市民が傍聴できることが重要です。そこで、第 3 項では、会議の原則公開を義務付けます。また、第 4 項では、市民の傍聴が容易となるように、開催情報を事前に公表すること、会議の結果を市民が

知ることができるようにすることを義務付けます（三田市情報公開条例第 30 条参照）。

(まちづくり提案)

第18条 市長等は、市政参加条例第21条に規定するまちづくり提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。

2 市長等は、前項の検討により当該まちづくり提案がまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

- ・改正前の本条には、市民は市長等に対してまちづくり提案をすることができる旨が規定されていました。その手続を具体化する市政参加条例が制定されたことから、本条では、まちづくり提案における市長等の責務について規定します。
- ・第1項では、市民からまちづくり提案がなされた際の検討に当たっての市長等の責務について規定します。市長等は、まちづくり提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければならないことを規定しており、市政参加条例では、まちづくり提案に対する市長等の検討結果に不服があるときは、「三田市市政への市民参加推進委員会」の意見を聴いて再度検討することとし(同条例第21条第6項)、公正性や透明性を担保しています。
- ・第2項では、前項の規定による検討の結果、当該提案がまちづくりに資すると認められた場合の市長等の責務として、市長等は、その実現に向けて必要な措置を講じなければならないことを規定します。

(市政への市民参加に関する条例)

第 1 9 条 市政への市民参加の手續その他必要な事項は、市政参加条例で定めるところによります。

【解説】

- ・本条では、市政への市民参加の具体的な手法や手續その他必要な事項については、市政参加条例で定めることを規定します。

第3節 補完性と協働のまちづくり

本節では、地域コミュニティ（第20条）、協働の推進（第21条）、協働提案（第22条）、協働のまちづくりに関する推進方策（第23条）について規定します。

（地域コミュニティ）

第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。

- 2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。
- 3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。

【解説】

- ・地域での生活は、人と人のつながりや助け合いにより営まれます。そこで、本条第1項では、より身近なところで課題解決を行う基盤となる地域コミュニティについて、市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティが担う重要な役割を認識し、地域コミュニティを守り育てるよう努めることを規定します。
- ・また、市民一人ひとりが、自治会をはじめ、様々な団体による地域コミュニティの活動に主体的に関わっていくことが重要です。そこで、第2項では、市民が、主体的に地域コミュニティの活動に参加することを通じて、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するよう努めることについて規定します。
- ・市民が主体的に取り組んでもなお、市民だけで解決することが困難な課題もあります。そこで、第3項では、補完性の原則に基づき、市長等は、地域担当者を配置する市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ることを規定します。

(協働の推進)

第 2 1 条 市議会及び市長等は、市民、市議会及び市長等が協働してまちづくりを推進するために、市民力が最大限に発揮されるよう機会を設けるとともに、状況に応じて必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

- ・市民主体のまちづくりを進めるためには、まちづくりにおける共通の目標に向けた活動がより効果を上げるための環境を整えることが重要です。そこで、本条では、市民、市議会及び市長等が、相互に連携、協力しながら協働してまちづくりを行うため、市議会及び市長等の次の責務を規定します。

市民力が最大限に発揮されるよう機会を設けなければならないこと。

状況に応じて必要な措置を講じなければならないこと。

(協働提案)

第 2 2 条 市長等は、市民からの協働提案を積極的に取り上げ、活用するための仕組みをつくります。

2 市長等は、前項の協働提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。

3 市長等は、前項の検討により当該協働提案が協働のまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて取り組まなければなりません。

【解説】

- ・第 1 項では、前条に規定する市民力を発揮する機会の一つとして、市民が地域課題の解決に向けて市長等と協働して行う事業等について提案できる仕組みを、市長等が整備することを規定します。この仕組みについては、次条による「協働のまちづくりに関する推進方策」において具体化することを想定しています。
- ・第 2 項では、市民から協働提案がなされた際の検討に当たっての市長等の責務について規定します。市長等は、協働提案を受けたときは、第三者機関などにより、公正かつ透明な手続で検討しなければならないことを規定します。
- ・第 3 項では、前項の規定による検討の結果、当該提案が協働のまちづくりに資すると認められた場合の市長等の責務として、その実現に向けて取り組まなければならないことを規定します。
- ・なお、「市政への市民参加」における「まちづくり提案」は、市長等が行うべき施策等の提案を指していますが、本条の提案は、市民と市長等が協働して行う事業等に関する提案を想定しています。

(協働のまちづくりに関する推進方策)

第23条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に定めます。

【解説】

- ・本条では、協働のまちづくりを推進するための方策等について、別に定めることを規定します。市では、市民活動支援基本指針を見直し、平成27年7月に三田市協働のまちづくり基本指針を策定しました。

この三田市協働のまちづくり基本指針は、異なる価値観や行動原理を持つ主体が共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むため、協働の場面における共通のルールや考え方を示しています。

第4章 市議会

本章では、市議会の役割と責務（第24条）、議員の役割と責務（第25条）について規定します。

（市議会の役割と責務）

第24条 市議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、次の各号に掲げる役割と責務を担います。

- (1) 市の重要な意思決定、市政の監視、政策の立案等を行うこと。
- (2) 前号の役割を果たすに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう活発な討議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めること。

2 前項に定めるもののほか、市議会の権能、運営及び組織に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

- ・本条は、市民主体のまちづくりを進めるに当たって、議会が市民から選挙で選ばれた議員によって構成される市民を代表する機関であり、市長と対等の関係にあることを改めて確認するとともに、市議会の役割と責務について定めたものです。
- ・第1項では、市民主体のまちづくりの中で市議会が果たすべき役割として、「市の重要な意思決定」「市政の監視」「政策の立案等」が挙げられるため、まず第1号でそのことを規定しています。

第1号で規定した役割を果たすに当たっては、市民の信託を受けていることに鑑み、「市民の意思を適切に反映すること」と「市民との情報の共有化」が何よりも求められています。そのため、独任制の市長とは違う「合議制」という市議会の大きな特徴を活かし、活発な討議を行うことにより市民の意思を適切に反映するとともに、市議会で行われた討議の経過・結果について市民との情報共有を図ることにより、開かれた議会運営を実現すべきことを第2号で規定しました。
- ・第2項では、第1項で規定した内容のほか、市議会の権能、運営及び組織に関する基本的な事項については、三田市議会基本条例において規定することとします。

(議員の役割と責務)

第 2 5 条 市議会議員は、市民の信託に応え、市議会が前条に規定する役割等を果たすため、次の各号に掲げる役割と責務を担います。

(1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(2) 市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めること。

2 前項に定めるもののほか、市議会議員の活動及び責務等に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

- ・ 本条は、市民主体のまちづくりを進めるに当たっての、市議会議員の役割と責務について定めたものです。
- ・ 前条第 1 項第 2 号で規定している「市民の意思が適切に反映されるよう活発な討議を行う」ためには、市民が何を考え、何を求めているのか把握している必要があります。そこで、第 1 項第 1 号では、市議会議員は活動を通じて、市民の意思を的確に把握すること、そうして把握した市民の意思を広く市民全体の福祉の向上につなげるよう、議会での討議その他の議員としての活動を行うことを規定します。
- ・ 前条第 1 項第 2 号では、「開かれた議会運営に努めること」が責務として規定されていますが、個々の市議会議員もその責務の実現に資するよう、議員活動を行わなければならないことを第 1 項第 2 号で規定します。
- ・ 第 2 項では、第 1 項で規定した内容のほか、市議会議員の活動、責務等に関する基本的な事項については、三田市議会基本条例において規定することとします。

第5章 市長等

本章では、市長（第1節）、市長等（第2節）、職員（第3節）について規定します。

第1節 市長

本節では、市民から選挙で選ばれた市長としての責務（第26条）、就任時の宣誓（第27条）、総合計画（第28条）について規定します。

（市長の責務）

第26条 市長は、市政運営の方針を明確に定め、適切かつ合理的な意思決定のもと、責任をもって市行政を運営しなければなりません。

2 市長は、市民の信託に応え、市民の代表にふさわしい品格と倫理を持ち、法令を遵守しなければなりません。

【解説】

- ・第1項では、普通地方公共団体の代表者としての市長の責務を規定します。

市政運営の方針を明確に定めること。

適切かつ合理的な意思決定のもと、責任をもって市行政を運営すること。

- ・第2項では、市長が市民から選挙で選ばれていることから、次の市長の責務を規定します。

市民の信託に応えるとともに、市民の代表にふさわしい品格と倫理観を持たなければならないこと。

法令を遵守しなければならないこと。

(就任時の宣誓)

第 27 条 市長は、就任に当たって、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例を尊重して公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。

【解説】

- ・市長がまちづくりを行うに当たって、この条例を尊重しなければならないことは言うまでもありません。そこで、この条例を尊重して公正かつ誠実に職務を遂行することについて宣誓することを、市長に義務付けます。

(総合計画)

第 28 条 市長は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的な取組みを定める基本計画で構成する総合計画を定めます。

2 市長は、総合計画を定めるに当たっては、市議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを図ります。

4 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画の実現に則した内容にしなければなりません。

【解説】

- ・本条では、総合計画について、市長が定めること（第1項）、定めるに当たって議会の議決が必要であること（第2項）、社会の変化に対応できるよう見直しを図ること（第3項）、各分野の個別計画は総合計画と整合を図らなければならないこと（第4項）について規定します。
- ・第1項では、市長が総合計画を定めること、総合計画は次の内容を持つ基本構想及び基本計画で構成されることを規定します。

基本構想 目指すべきまちの将来像を定めるもの
基本計画 まちの将来像を実現するための具体的な取組みを定めるもの
- ・第2項では、総合計画を定めるに当たっては議会の議決が必要であることを規定します。総合計画はまちの将来像とそれに向けた取組みを定める重要なものであることから、これを定めるに当たっては、議会の議決を必要とすることとします。
- ・第3項では、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証すること、及び検証に基づき必要に応じて見直しを図ることについて規定します。
- ・第4項では、総合計画に定める目標達成のため、市長が策定する個別計画は、総合計画に則し、その内容を具体化したものでなければならないことを規定します。
- ・なお、総合計画の策定過程への市民参加については、第3章第2節第2款で規定するとともに、総合計画の評価については、第43条「まちづくりの評価」で規定しています。

第2節 市長等

本節では、市長等の責務（第29条）、人材育成（第30条）について規定します。

（執行機関としての市長等の責務）

第29条 市長等は、条例、予算その他の市議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を、その権限と責任において公正かつ誠実に執行しなければなりません。

2 市長等は、その所管する事務の企画立案、予算、事業の実施及び評価において、内容、効果を明らかにし、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

【解説】

- ・ 地方自治法第138条の2により、市長等は、「当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」とされています。第1項では、このことを改めて確認するため、市長等の責務として規定するものです。
- ・ 第2項では、市長等が前項に定める責務を果たしているか明らかにするため、前項に定める事務について、企画立案、予算、事業の実施及び評価の各段階においてその内容や効果を明らかにし、市民に分かりやすく説明しなければならないことを、市長等に義務付けます。

(人材育成)

第30条 市長等は、多様化する行政需要に対応できる知識や能力を持ち、市民の立場に立って、自ら行政課題を見出し、解決することができる職員の育成に努めなければなりません。

2 市長等は、職員の研修制度を充実させ、政策研究を支援するとともに、自己研鑽^{さん}のための多様な機会を提供するよう努めなければなりません。

【解説】

- ・市民主体のまちづくりを行うためには、職員それぞれが能力や特性を最大限に引き出し、まちづくりに貢献できるようになることが必要です。そこで、第1項では、市長等に対して、多様化する行政需要に対応できる知識や能力を持ち、市民の立場に立って、自ら行政課題を見出し解決することができる職員の育成を図ることを責務として規定します。
- ・併せて、第2項では、人材育成のために、職員の研修制度の充実や政策研究の支援、自己研鑽^{さん}のための多様な機会を提供しなければならないことを、市長等の責務として規定します。

第3節 職員

本節では、職員の責務（第31条）、法令遵守（第32条）、公益目的通報（第33条）について規定します。

（職員の責務）

第31条 職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、能力開発に努めるとともに、市民との信頼関係を築き、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

【解説】

・本条では、職員の責務を規定します。

職員の知識や能力、市民との信頼関係はまちづくりに大きく影響を及ぼすため、職員が次の責務を負うことを規定します。

その職責が市民の負託に基づくことを自覚すること。

能力開発に努めること。

市民との信頼関係を築くこと。

公正かつ誠実に職務を遂行すること。

(法令遵守)

第32条 職員は、三田市職員倫理条例（平成18年三田市条例第36号）で定めるところにより、法令を遵守し、職務を遂行しなければなりません。

【解説】

- ・市民の信頼を確保・維持するためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者にふさわしい行動と職務遂行をしなければなりません。そこで、本条では、職員は、三田市職員倫理条例にしたがって法令を遵守し、職務を遂行する義務があることを規定します。

(公益目的通報)

第 3 3 条 職員は、法令（条例、規則、訓令を含みます。）違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える違法行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、三田市公益目的通報者保護条例（平成 1 8 年三田市条例第 3 5 号）で定めるところにより、対応しなければなりません。

【解説】

- ・業務を遂行するに当たって、違法行為等を職員が放置すれば、市民の信頼を大きく損なうこととなります。そこで、職員は、このような事実が生じ、又は生じようとしていると思料するときは、三田市公益目的通報者保護条例に基づき対応する義務があることを、本条で規定します。

第 6 章 行政運営

本章では、市長等が行政運営を行うに当たっての基本原則（第 34 条）と、行政運営上の重要な事項における市長等の責務（第 35 条～42 条）を定めます。

（行政運営の基本原則）

第 34 条 市長等は、次の各号に掲げる事項を遵守して行政運営を行わなければなりません。

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げること。
- (2) 公正性及び透明性を重視し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の目線に立った分かりやすい行政運営を行うこと。

【解説】

・本条では、市長等が行政運営を行うに当たって遵守しなければならない事項を、行政運営の基本原則として定めます。

第 1 号では、市長等が、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、効率的・効果的な行政運営を行わなければならないことを規定します。既に地方自治法第 2 条第 1 4 項が「地方公共団体は、…最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定しており、本条は、その趣旨を再確認する意味で規定するものです。

第 2 号では、市長等は、公正性と透明性を重視して、説明責任を果たす行政運営を行わなければならないことを規定します。

第 3 号では、市民からみて分かりやすい行政運営を行わなければならないことを規定します。

(組織の編成)

第 3 5 条 市長等は、社会情勢に的確に対応した政策を着実に実現するため、機能的な組織を編成するとともに、横断的な連携を図らなければなりません。

【解説】

- ・市長等が効果的にまちづくりを行うためには、社会情勢に柔軟に対応し、市民のニーズに的確に応えられる組織編成が重要です。そこで、市長等の組織については、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう配慮すること(参考：地方自治法第 1 5 8 条第 2 項)に加えて、機能的な組織を編成し、縦割りによらず横断的な連携を図らなければならないことを規定します。

(政策法務)

第 3 6 条 市長等は、市民ニーズ及び地域課題に的確に対応するため、法令等を主体的に解釈するとともに、自治立法権を積極的に活用しなければなりません。

【解説】

- ・ 三田市の実状に応じたまちづくりを進めるためには、国や県の法令解釈に拘束されずに、法令を自ら主体的に解釈し運用する（自主解釈権）とともに（地方自治法第 2 条第 1 2 項）、憲法・地方自治法で定められている条例や規則の制定権（自主立法権）を法令の範囲内で（憲法第 9 4 条、地方自治法第 1 4 条第 1 項）十分に活用することが不可欠です。そこで、本条では、市長等に対して、いわゆる政策法務を積極的に推進することを義務付けます。

(財政の運営)

第 37 条 市長等は、財政運営に当たっては、中長期的な展望に立ち、歳入に見合った歳出を計画する等により、持続性のある財政基盤を確立しなければなりません。

2 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、常に機能的で、効率的かつ効果的な運用を行わなければなりません。

3 市長等は、保有する財産の適正な管理及び計画的かつ効果的な活用に努めなければなりません。

4 市長等は、財政状況及び財産の保有状況その他市の経営状況並びに市が支出した補助金等に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

・本条では、市長等の財政運営に当たっての責務について規定します。

市長等がまちづくりを行うに当たっては、財政的な裏付けが必要となります。そこで、第 1 項では、市長等は、社会経済情勢の変化など様々な課題に対応できるよう、歳入と歳出の均衡を図り中長期的な財政計画を作成することなどにより、持続性のある財政基盤を確立しなければならないことを規定します。

・第 2 項では、市長等は、毎年度の予算編成及び執行に当たっては、第 1 項を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、常に機能的、効率的、効果的な運用を行わなければならないことを規定します。

・今後、公共施設等の維持管理が課題となることが見込まれる中、市が保有する財産の管理や活用が適正かつ効果的に行われなければ、財政運営に支障をきたしかねません。そこで、第 3 項では、市が保有する財産について、その適正管理と計画的、効果的な活用に努めることを、市長等の責務として定めます。

・第 4 項では、市長等に対し、市の財政状況や補助金等（三田市補助金等交付規則に定める、市が交付する補助金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいいます。）に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならないことを義務付けます。

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項は、市の歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項について、毎年 2 回以上

公表することを義務付けていますが、その内容等について、本項の趣旨に基づき、市民に分かりやすく公表する工夫が必要です。

また、補助金等に関する資料については、市長等は、補助金等の支出の必要性を合理的に説明するとともに、補助金等が適正に執行されているかどうかを市民が判断できることが重要です。そこで、本項では、補助金等に関する資料についても、市民に分かりやすく公表することとしています。ただし、補助金等の種類によっては、慎重に取り扱うべき個人情報を含むこともあるため、公表の方法については、慎重に検討する必要があります。

(行政改革)

第38条 市長等は、組織、執行体制等の行政運営について常に改善又は改革を行わなければなりません。

2 市長等は、前項の改善又は改革の推進に関する事項について調査審議するため、市民及び有識者等によって構成される第三者機関を設置します。

【解説】

- ・社会経済情勢が日々変化する中、その変化に的確に対応しなければ、将来にわたって持続可能な行政運営が困難となります。そこで、市長等は、限られた財源と人材・財産を最大限に活かすためにも、不断に行政運営の改善、改革を押し進めなければならないことを第1項で規定します。
- ・また、改善、改革が適正になされているか、市民目線でチェックを行う必要があります。そこで、第2項では、行政改革の推進について調査審議するため、市長等は、市民及び有識者等によって構成された第三者機関を置くことを規定します。

(監査制度)

第 3 9 条 市議会及び市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実を図らなければなりません。

【解説】

- ・適正で効率的かつ効果的な行政運営を行うためには、監査の充実も重要です。そこで、本条では、監査制度の充実を図ることについて規定します。
- ・三田市まちづくり基本条例監査のあり方等委員会から頂いた提言（平成 2 7 年 2 月 2 6 日付）を踏まえ、監査制度の充実を図ります。

(行政手続)

第 4 0 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、三田市行政手続条例（平成 9 年三田市条例第 3 号）で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関する事項を明らかにしなければなりません。

【解説】

- ・ 市民にとっては、市長等が行う行政運営において、公正が確保されるとともに、透明性が向上され、市民の権利・利益が保護されることが大切です。そこで、本条では、三田市行政手続条例の規定により、行政処分、行政指導、届出等の行政手続を行うに際して、審査の基準やそれに要する期間などの行政手続に関する事項を明らかにすることを義務付けます。

(意見、要望、苦情等への対応)

第41条 市長等は、市民からの意見、要望、苦情等(以下次条において「意見等」といいます。)があったときは、適正、公正かつ速やかに事実関係を調査し、真摯に対応しなければなりません。

【解説】

- ・市民からの意見、要望、苦情等に対して、市長等の対応が遅れたり、不適切な対応であった場合、市民の信頼を大きく損なうこととなります。そこで、本条では、市民から寄せられた意見、要望、苦情等に対して、市長等は適正、公正かつ速やかに事実関係の調査を行い、真摯に対応しなければならないことを規定します。

(オンブズパーソン)

第42条 市長は、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため、市議会の同意を得てオンブズパーソンを設置します。

2 市民は、市長等への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。

3 オンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。

【解説】

・本条では、オンブズパーソン制度を導入することを規定します。

市長等に対する意見、要望、苦情等への市長等の対応については、前条に規定しているところですが、市長等による対応だけでは行政運営に対する市民の信頼を維持するうえで十分でない場合も考えられます。

そこで、その対応が公正かつ中立で専門的な観点からなされるよう、市長は、議会の同意を得てオンブズパーソンを設置することとし（第1項）、市民は、市長等への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができることを規定します（第2項）。オンブズパーソンの職務、市民の意見等の申立て手続等の制度の詳細については、三田市オンブズパーソン条例で定めるところによることを規定します（第3項）。

第7章 評価

本章では、市民、市議会及び市長等がまちづくりの結果について評価すること（第43条）及び行政評価（第44条）について定めます。

（まちづくりの評価）

第43条 市民、市議会及び市長等は、協働のまちづくりの経緯及び成果並びに総合計画に基づくまちづくりの進捗状況の評価します。

【解説】

- ・市民、市議会及び市長等がそれぞれ、あるいは一緒になって行ったまちづくりの結果を次につなげていくためには、まちづくりの成果を三者が共有する必要があります。

そこで、本条では、まちづくりがどのように協働して行われ、その成果はどうだったのか等について検証するとともに、総合計画に基づくまちづくりの進捗状況の評価等を通してまちづくりの達成度を確認することを「まちづくりの評価」とし、この評価を市民、市議会及び市長等が行うことを規定します。

この評価に当たっては、議会の関与のあり方を含め、まちづくりの評価が適切になされる仕組みを構築する必要があります。

(行政評価)

第44条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市長等が行う施策や事業の実施内容について行政評価を行い、その結果を施策等の改善や見直しに反映させなければなりません。

2 行政評価の手続その他必要な事項は、三田市行政評価条例（平成27年三田市条例第28号）で定めるところによります。

【解説】

- ・効果的かつ効率的な行政運営を進めるためには、施策や事業について、PDCA（計画 実施 評価 改善）のサイクルで管理することが有効であり、このうち「評価」は行政運営の改善のために欠かせないものです。そこで、第1項では、市長等に対し、実施する施策や事業について評価を行い、改善に結びつける「行政評価」を実施しなければならないことを義務付けます。

なお、本条で規定する「行政評価」は、市長等が行う施策や事業を対象とする評価です。これに対して、第43条の「まちづくりの評価」は、市民、市議会及び市長等が行うまちづくり全体の達成度等を評価するものです。

- ・第2項では、行政評価の手続き等について、三田市行政評価条例で定める旨規定します。

三田市行政評価条例では、市長等は、毎年度、市の財政状況や社会経済情勢等を踏まえて行政評価計画を定め、自ら行政評価を行う（内部評価）とともに、その結果を公表することとしています。さらに、評価の透明性と客観性を高めるため、重要な施策については、市民や有識者などによって構成される三田市行政評価委員会による検証（外部評価）を踏まえて、内部評価の見直しを行い、その結果についても公表することを規定しています。

第 8 章 危機管理

本章では、災害等非常時に備えた危機管理体制として、市民及び市長の責務等について規定します。

(危機管理)

第 4 5 条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。

2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。

3 災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例（平成 27 年三田市条例第 2 9 号）で定めるところによります。

【解説】

- ・災害等から市民の生活を守るためには、平常時からの備えが必要となります。そこで、第 1 項では、市民の生命、身体及び財産に対する安全を確保するため、国、他の地方公共団体や、その他市内外の関係団体と相互に連携、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払うことを市長の責務として定めます。
- ・市民の生命、身体及び財産を守るためには、市民自らが安全確保に努め（自助）、協力して災害に対処する（共助）必要があります。そこで、第 2 項では、市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で守るという認識のもと、相互に協力しなければならないことを定めます。
- ・第 3 項では、災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例で定めることを規定します。

三田市危機管理基本条例では、「公助・共助・自助」等の危機管理の基本理念や市の責務、事業者・市民への協力要請、三田市危機管理対応会議の設置、職員研修、事業者に対する事業継続計画策定支援、市民に対するセーフティマップの作成支援等について規定しています。
- ・なお、「災害等」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象、大規模な火事や爆発など）に加えて、大規模感染症やテロ等を含む概念と捉えています。

第9章 住民投票

(住民投票)

第46条 市は、市政運営に重大な影響を及ぼす事項について、住民投票を実施することができます。

【解説】

- ・市民参加の仕組みの一つとして、市は、将来にわたって市政運営に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施できることを規定します。
- ・本市における住民投票制度については、市長の附属機関である三田市まちづくり基本条例住民投票制度検討委員会における住民投票制度の意義や課題などに関する調査審議（平成25年5月～平成26年3月）などを踏まえて検討を行い、本市における住民投票制度は、住民投票を実施する都度、条例を制定する「個別設置型」にて対応することとしました（平成27年3月第330回定例会市議会における平成27年度市政方針等にて表明）。

第 10 章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第 47 条 市は、まちづくりに関する共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

【解説】

- ・市民ニーズの多様化や政策課題の広域化などにより、まちづくりを行ううえでは、三田市だけで取り組むよりも広域的に取り組むほうが効果的な課題もあります。そこで、本条では、広域的な課題等の解決のために、市は、国や県、また近隣市町をはじめとする他の自治体等と連携し、協力することを努力義務として規定します。

(この条例の見直し)

第 4 8 条 市長は、この条例の施行状況を 5 年ごとに検証しなければなりません。

2 市長は、検証に当たって、市民の意見が反映される仕組みを構築しなければなりません。

3 市議会及び市長等は、必要に応じてこの条例の改正並びに他の条例及び規則等の制定、改正又は廃止等の必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

・本条では、この条例の見直しに関する規定をおきます。この条例は、三田のまちづくりを進めるうえでの基本原則を定めるものであり、時代の変化や社会情勢、あるいは国等における制度改正などに的確に対応していかなければなりません。また、制定の時点では十分検討できなかったことや議論が尽くせなかったことをしっかり検討して盛り込むことによって、この条例を「育てていく」ことも重要です。

そこで、第 1 項では、市長に対して、この条例やこの条例に基づく諸条例等が適切に運用されているかどうか、条例の施行状況を 5 年ごとに検証しなければならないことを義務付けます。

・第 2 項では、この条例がまちづくりにおける基本原則等を定めるものであり、策定に当たって、市民、市議会及び市長等が一体となって議論を重ねてきた経緯も踏まえ、その検証に当たっても、市長は、市民の意見が反映される仕組みを構築しなければならないことを規定します。

・第 3 項では、市議会及び市長等が必要と認めるときは、条例の改正や、この条例に基づく他の条例等の制定・改廃等の必要な措置を講じなければならないことを規定します。